

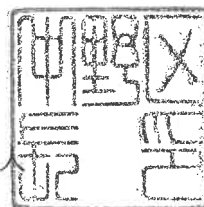
中野区告示第14号

令和6年度労働報酬下限額について

令和6年度における労働報酬下限額を定めたので、中野区公契約条例(令和4年中野区条例第8号)第8条第3項の規程により、以下のとおり告示する。

令和6年2月20日

中野区長 酒井直人



工事又は製造の請負契約

(単位:円/1時間あたり)

	職種	労働報酬下限額		職種	労働報酬下限額
01	特殊作業員	3,183	27	普通船員	3,318
02	普通作業員	2,857	28	潜水士	5,310
03	軽作業員	1,980	29	潜水連絡員	3,881
04	造園工	2,913	30	潜水送気員	3,768
05	法面工	3,555	31	山林砂防工	3,453
06	とび工	3,510	32	軌道工	6,120
07	石工	3,532	33	型わく工	3,375
08	ブロック工	3,285	34	大工	3,240
09	電工	3,386	35	左官	3,465
10	鉄筋工	3,476	36	配管工	3,037
11	鉄骨工	3,150	37	はつり工	3,217
12	塗装工	3,678	38	防水工	3,847
13	溶接工	3,802	39	板金工	3,645
14	運転手(特殊)	3,251	40	タイル工	3,521
15	運転手(一般)	2,655	41	サッシ工	3,420
16	潜かん工	3,948	42	屋根ふき工	3,645
17	潜かん世話役	4,680	43	内装工	3,521
18	さく岩工	4,005	44	ガラス工	3,363
19	トンネル特殊工	3,813	45	建具工	3,026
20	トンネル作業員	3,307	46	ダクト工	3,037
21	トンネル世話役	4,320	47	保温工	2,947
22	橋りょう特殊工	3,701	48	建築ブロック工	3,532
23	橋りょう塗装工	3,780	49	設備機械工	2,970
24	橋りょう世話役	4,331	50	交通誘導警備員 A	2,137
25	土木一般世話役	3,487	51	交通誘導警備員 B	1,867
26	高級船員	4,117	52	上記以外の職種、 未熟練工等	1,540

以上



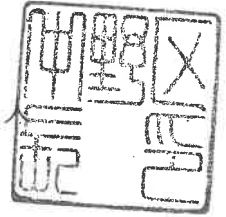
中野区告示第 / 号

令和6年度労働報酬下限額について

令和6年度における労働報酬下限額を定めたので、中野区公契約条例（令和4年中野区条例第8号）第8条第3項の規程により、以下のとおり告示する。なお、工事又は製造の請負契約については、令和6年度に適用する公共工事設計労務単価が、農林水産省及び国土交通省より公表され次第、告示する。

令和6年1月5日

中野区長 酒 井 直



工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約・指定管理協定

労働報酬下限額	1時間当たり1,310円
---------	--------------

※ ただし、下記の表に示す指定管理施設に係る協定の労働報酬下限額は、上記の表に掲げる金額に関わらず、下記の表のとおりとする。

軽井沢少年自然の家	1時間当たり1,115円
-----------	--------------

以上

